

山口労基発 1020 第 1 号  
平成 29 年 10 月 20 日

各 位

厚生労働省山口労働局労働基準部長



建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインの周知について

「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において、建設業については、一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされたところです。

これを踏まえ、平成 29 年 8 月 28 日付けで適正な工期設定等を行い、長時間労働の是正等を推進することを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が別添のとおり策定されました。

このガイドラインは、下請契約も含め適正な工期設定を行うことを通じて、適切な労務管理とも相まって、建設業の担い手一人一人の長時間労働是正や週休 2 日の確保等の働き方改革に結び付けていくことを求めるものであり、厚生労働省としても、建設業における長時間労働の是正を推進する立場から、業種や元請・下請を問わず周知を行う必要があると考えています。

つきましては、貴会傘下の建設工事の受発注者となりうる会員事業場に対し、別添のガイドラインの内容を周知していただきますようお願いいたします。

# 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

- (1) 請負契約の締結に係る基本原則
  - 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。
- (2) 受注者の役割
  - 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期での請負契約を締結。
  - 民間工事においては工期設定の考え方を受発注者が適切に共有。
- (3) 発注者の役割
  - 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。
- (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化
  - 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

- (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化
  - 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
    - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
    - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
    - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえ適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

### (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。

- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。

- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

## 4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。